様式第２号（第１３条関係）

会議結果通知

会議の名称	令和８年度第１回朝霞市いじめ問題対策連絡協議会		
開催日時	令和８年１１月５日（木） 午後３時から午後４時まで		
開催場所	朝霞市役所別館　４階　４０１会議室		
出席者の職・氏名	委員　　６名（宇野康幸　朝霞市副市長[会長]、原口憲充　朝霞市小･中学校長会代表[副会長]、杉山公子　朝霞児童相談所虐待･相談指導担当部長、前田志帆　朝霞警察署生活安全課生活安全・サイバー捜査係長、髙木智　朝霞市小・中学校教頭会代表、野島庸之　朝霞市保護者代表連絡会代表） 事務局　４名（竹本好祐　こども未来課長、手島　牧子　教育指導課長、古保麻衣　教育指導課指導主事、親松慶　教育指導課指導主事）		
欠席者の職・氏名	奥村晴代　人権擁護委員代表		
議題	（１）朝霞市いじめ問題対策連絡協議会の趣旨について （２）朝霞市いじめ防止基本方針について （３）朝霞市のいじめの現状について （４）朝霞市いじめ防止月間の取組について		
公開・非公開	公開	傍聴者の数	なし

【審議概要】

１　開会

２　議題

（１）朝霞市いじめ問題対策連絡協議会の趣旨について

・いじめ防止対策推進法第１４条の規定により、平成２７年度に朝霞市いじめ問題対策連絡協議会が設置された。いじめ防止のために必要な事項について協議を行う。

（２）朝霞市いじめ防止基本方針について

・国、県の方針に基づき、平成２９年２月に朝霞市いじめ防止基本方針を策定した。方針の概要について事務局から説明を行った。

（３）朝霞市のいじめの現状について

・令和７年度及び令和８年度７月時点でのいじめの認知件数、解消件数についての報告を行った。令和７年度は、令和６年度と比較していじめの認知件数が増加していた。２学期に認知が増加する傾向にある。小学１年生から中学２年生まで、認知件数は２桁となっている。学年、男女問わず、いつ・どの学年でもいじめが起こりうる状況である。

（４）朝霞市いじめ防止月間の取組について

・朝霞市では、１０、１１月をいじめ防止月間とし、各学校においていじめ防止のための

取組を計画し、実行している。各学校で計画した取組について報告を行った。 3　閉会	
問合せ先 （事務局）	朝霞市教育委員会学校教育部教育指導課 担当者　親松　慶 電話番号　０４８－４６３－２８８４（内線：２４３２） ｅメール　kyoiku_sido@city.asaka.lg.jp